

ものとはいえないのが現状である。また児童養護施設の建築環境としての指針が明確に示されていないために、整備の目標が明確でないこともその要因となっているのではないかと考えられる。

しかしながら、それぞれの施設は、その歴史、理念、敷地、規模など多様な条件の下に運営されており、一律の理想的な建築モデルを提示することは不可能である。大舎制の施設においても小規模化が模索され、ユニットケアが多く導入されているが、必ずしも地域分散型へ移行するものではない。一定の規模を持つ敷地内に、複数のユニットケアを持つ形式には、保育所や遊び場や集会所などの共用施設配置や職員の連携体制など地域分散型にはないメリットが多くある。しかしながら、大規模施設には、従来の大舎制施設がそうであったように、児童の人権や生活よりも管理を優先させる考え方が優先しがちであることも確かである。

こうした問題点を十分に考慮に入れた上で、各施設が以下の基本的な考え方を踏まえながら児童の住環境の改善に努力することが求められる。

2. 施設の基準について

現在の児童養護施設は、児童福祉施設最低基準に基づいて設置されているが、この最低基準において定められている数値は、「1 居室の定員は 15 人以下とし、その面積は、一人につき 3.3 平方メートル以上とすること。」とされているが、先にあげた国土交通省の住宅建設五箇年計画による「居住水準」とは、大きくかけ離れている。各施設は、年長者には、個室を与えること、幼児には和室で職員と一緒に起居したりするなど発達段階に対応した配慮を行っているが、こうした発達段階に対応した施設基準が示されていないため、各施設における対応には差がある。

児童は、発達とともに周囲の人との関係に変化を生じ、生活環境もそれに対応して変化する必要がある。自分固有の空間の広さも変化するし、活動のために必要とする空間の種類も変化する。児童のライフステージに対応した施設環境の指針が

必要である。

また、小規模児童養護施設では、一般の児童養護施設とは建築的に異なる状況にあることから、施設環境の指針においても異なるものが必要となると考えられる。

児童養護施設の児童が、恵まれない家庭環境にもかかわらず人間として平等な待遇を受けるためには、児童のライフステージ毎に対応したきめ細かい指針等によって、一般国民の水準以上に良好な住環境が保証されるべきではないだろうか。

3. 児童の住環境整備における基本的な考え方

- 1) 児童の人権と安全そして健全な成育の観点に立った生活の質の向上を何よりも優先して住環境を整備する。管理や効率性の観点は、これらに優先するものではない。
- 2) 住居の単位は、できるだけ一般的な家庭に近い建物規模と生活人数とする。
- 3) 児童は年齢とともに急速に成長することから、それぞれの発達段階に適応した住居環境を提供することが必要である。
- 4) 空間環境や家具や持ち物への愛着は、児童の成長にとって欠くべからざるものであることから、自分の居場所となり、自分の所有物を置くことのできる固有の空間は、住環境において必要不可欠のものである。
- 5) 住居における庭は、身近な自然に触れる場として成育段階において重要な役割を持つものであることから、これを必ず設けることとする。

以上の基本的な考え方にもとづいて、施設計画上の指針案を表 9 に示す。

表9 施設計画指針案

敷地	
建築・設備	<p>老朽化している建築も多く見られることから、多くの施設において児童の安全で健康な生活を保障するための改築や改修の推進が求められる。</p> <p>新耐震設計法（昭和 56 年・1981 年施行）以前の建物については、耐震調査を行ったうえで、必要な耐震補強がなされる必要がある。</p> <p>給湯冷暖房設備は、完備するものとする。</p> <p>【施設規模の目安】</p> <p>居住水準※では、6 人家族の場合で、住戸専用面積の最低居住水準は 66 m²、誘導居住水準は都市居住型で 112 m²、一般型で 147 m²である。6 人家族を児童 4 人と仮定して児童 1 人当たりに換算すると、それぞれ 16.5 m²、28.0 m²、36.75 m²となり、これを適用すると、施設面積として一人当たりの面積は都市部で 28.0 m²、その他地域で 36.75 m²が望ましいといえる。</p> <p>【現状】</p> <p>本調査では、一人当たりの施設面積は 13.6～33.7 m²/人（平均 21.7 m²/人）であり、上記の目安には達していない。</p>
児童居室	<p>専用の机、いす、収納家具（洋服ダンス、書棚など）、オーディオ機器などを置くことのできる個室を確保する。個室が確保できない場合には、簡易な可動の間仕切りができる構造とする。</p> <p>3 歳までの幼児については、専用のおもちゃ箱などの置ける専用コーナーを設ける。居室のインテリア（家具の配置やカーテンなど）や就寝形式（ベッドかふとんか）は、できるだけ児童が自分の好みに応じてしつらえることができるようとする。</p> <p>【面積基準の目安】</p> <p>誘導居住水準※の都市居住型を参考にすると、幼稚園児から小学生までについては、寝室を確保する。ただし、1 室 2 人まで共同使用とする（共同の場合 8 頃 13.2 m²、個室の場合 4.5 頃 7.4 m²）。中学生以上については、個室（4.5 頃 7.4 m²）を確保する。収納（押入れ）は、これに含まれず、別に 1 間（1.65 m²）／人以上が必要である。収納を含めた児童 1 人あたり必要面積は、7.4～9.1 m²/人となる。</p> <p>【現状】</p> <p>本調査では、2 人部屋が約 5 割、個室が 2 割、3～4 人部屋が 2 割以上見られた。児童 1 人当たりの個室面積（収納を含む）は、4.1～8.4 m²/人（平均 6.7 m²/人）で、上記の目安には達していない。</p>
食堂＋居間	<p>食事や食後の団欒は、家族生活にとって重要なものであることから、食堂と居間を一体的な空間とすることが望ましく、建物の中心部に位置し、明るく開放的で、皆が集まりやすい空間とするべきである。</p> <p>家庭的な食事に配慮する場合、食卓の大きさは 10 人未満とすることが望ましく、大規模な施設においては、複数の食卓をある程度独立して配置するのが良い。</p> <p>居間（リビングスペース）は、食後に自然に団欒ができるように、食堂と連続するか隣接する空間が望ましく、カーペットやソファやクッションなどくつろげる空間作りが必要である。</p>

	<p>居間（リビングスペース）は、児童の年齢に対応して、団欒、TV視聴、読書、おもちゃ遊びなど複数の機能を備えたコーナーを用意する必要がある。</p> <p>【面積基準の目安】</p> <p>誘導居住水準※の都市居住型を参考にすると、「食事室の規模は、5人以上世帯の場合は 10 m^2 (6畳)、台所の規模は、4人以上世帯の場合には、7.5 m^2 (4.5畳)、居間の規模は、4人以上世帯の場合は 16 m^2 (10畳) とする。」である。児童1人当たりに換算して、食堂は $3.3\text{ m}^2/\text{人}$、台所は $3.75\text{ m}^2/\text{人}$、居間は $8.0\text{ m}^2/\text{人}$となる。LDKとしては、児童1人あたり $15.05\text{ m}^2/\text{人}$となる。</p> <p>【現状】</p> <p>本調査では、$3.5\sim8.6\text{ m}^2/\text{人}$（平均 $5.7\text{ m}^2/\text{人}$）で、上記の目安とは大きくかけ離れている。</p>
プレイルーム	幼児の人数が多い施設においては、幼児用のおもちゃなどを備えたプレイルームを設ける。
学習室	児童居室に専用の机をおく場合が多く、学習専用室は必ずしも必要ではないが、特に人数の多い施設などでは、音楽練習や読書や集団活動などで利用できる多目的な部屋が必要である。
トイレ	便器が多く並んだ学校のようなトイレは避ける。できるだけ男女別、グループ別などに分散して家庭のトイレのような形式のものを複数箇所設ける。 床仕上げは、乾式とし、サンダルなどに履き替えなくても良いものとする。 便器は、一般家庭と同等の洋式ウォッシュレットが望ましい。
洗面所	洗面所は、できるだけ男女別、グループ別などに分散して設ける。
浴室	浴室は、できるだけ男女別、グループ別などに分散して設ける。
洗濯場	児童が生活の一環として利用しやすいよう洗面所などに接して設ける。
玄関	複数のユニットが近接する場合には、玄関へのアプローチができるだけ独立させる。 外光の入る明るい空間とし、花や緑を飾れるゆとりのある空間とする。 靴や傘などの個人的なものを収納するスペースを十分に用意する。
廊下	廊下を単に居室をつなぐ通路とするのではなく、幅に変化を設けて談話スペースを設けたり、窓や飾り棚を設けるたり、子どもたちの絵や連絡事項を掲示するボードを設けるなど、機能面と安らぎの面で工夫した空間とする。
園庭	身近な自然に触れることのできる環境として園庭は重要であり、特に幼児期の児童にとっては欠くことのできないものである。 花や樹木を植え、土遊びや水遊びなどもできる場、遊具などを備えることが望まれる。 テラスやベランダを庭に向かって設けたり、建物が中庭を囲むように配置したりして、生活空間としての連続性を創り出すような工夫が必要である。

【参考】

※居住水準とは、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、住宅建設五箇年計画で定めている目標をいい、第八期（平成13年度～平成17年度）の計画では、次の水準が設定されている。

最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎としての必要不可欠な水準

誘導居住水準

平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、すべての都市圏から平成22年度を目途に半数の世帯が確保できるようにする水準で、次の2区分から成る。

都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの

一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

※誘導居住水準

都市居住型

（1）寝室は、次の条件を満たすものとする。

- ア 夫婦の独立の寝室（8畳）を確保する。
ただし、満3歳以下の子供（乳幼児）1人

までは同室とする。

イ 満4歳以上11歳以下の子供（幼稚園児から小学生まで）については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とする（共同の場合8畳、個室の場合4.5畳）。

ウ 満12歳以上の子供（中学生以上）については、個室（4.5畳）を確保する。

（2）食事室及び台所は、次の条件を満たすものとする。

ア 食事室及び台所を確保する。ただし、単身世帯については、食事室兼台所（6畳）を確保する。

イ 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 5 m^2 （3畳）、3～4人世帯の場合は 7.5 m^2 （4.5畳）、5人以上世帯の場合は 10 m^2 （6畳）とする。

ウ 台所の規模は、世帯人員に応じ、2～3人世帯の場合は 5 m^2 （3畳）、4人以上世帯の場合は 7.5 m^2 （4.5畳）とする。

（3）居間は次の条件を満たすものとする。

ア 2人以上の世帯については、居間を確保する。

イ 居間の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 10 m^2 （6畳）、3人世帯の場合は 13 m^2 （8畳）、4人以上世帯の場合は 16 m^2 （10畳）とする。

子どもの受けるサービスと職員の業務、および負担に関する研究

—タイムスタディの二次分析から—

有村 大士 才村 純

研究要旨

平成 14 年度の厚生労働科学研究「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」（主任研究者：才村 純）で行った児童養護施設におけるタイムスタディの二次分析を行った。ケア形態が大舎制の児童養護施設（入所児 292 人）と、小舎制とグループホームにおける小規模でのケアを行っている児童養護施設（入所児 113 人）を比較した。

大舎と比較して小規模では、1 週間あたり、子どもから見てサービスを提供されている時間は約 80% 長い。また、「ルーティンワーク」が多く、「会議、記録、実習など」が短い傾向が強かった。子どもから見たサービス提供時間は 9 割以上日々の家庭生活の営みと考えられる「ルーティンワーク」に含まれており、大舎と比較して小規模では、特に「食事の援助」「入所児との会話」「就寝の援助」まで、夜の時間帯で小規模の方が多い時間をかけられていた。

更に、職員から見たサービス提供時間を基準として、子どもの受けるサービス時間の倍率を出すと 1.15 となる。つまり、小規模の方が、大舎と比較して職員あの勤務が、子どもの受けたサービス時間に約 15% 繋がりやすく、また時間あたりの負担感量を割り出してみると、身体的負担は倍率 0.88、心理的負担は 0.80 となり、大舎と比較して小規模は 8 割程度に留まつておらず、職員の勤務が、サービスの受け手である子どもへのサービスに結びつく効率が高いことが分かった。

A. 研究の背景と目的

これまで児童養護施設の小規模化については、数多くの検討がなされ、その方向性が示された。¹⁾しかし現実を見てみると、日本における 7 割の児童養護施設が未だに大舎制であり、国の施策の方向性として小規模化が打ち出されて久しいにも関わらず、現実的には大きくパラダイムシフトしているとは言い難い現実がある。その原因として、措置費の低さ、小規模化に伴う職員の負担などが挙げられるが、これまでの小規模化に関しての議論は子どもの権利の観点や、実践者の質的な議論が中心で、計量的な把握が行われることは少なく、児童養護施設に関して計量的な把握を行なった研究を挙げてみると、自計式のタイムスタディ法により勤務時間とその内容について把握した研究²⁾と、そのデータを利用した二次分析により職員の業務負担に関する把握³⁾が行なわれてきたが、児童養護施設の小規模化に関しては、限定的な議論しか行なわれてこなかった。

このような背景を踏まえ、本研究では、児童養護施設の規模に焦点を当てて、職員が行なう職務、

職務時間、および負担感と、ユーザーである入所児童が受ける援助時間について数量的なデータとして把握し、検討を行なうことを目的とする。

B. 研究方法

平成14年度厚生労働科学研究「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」(主任研究者：才村純)の二次分析を行なった。

まず、大規模な施設(今回は、大舎制での援助を実施している施設と定義)と、小規模な施設(小舎制での援助を実施している施設、あるいはグループホームと定義)を抽出した。中舎制、あるいは大規模と小規模での援助を両方実施しているところなど、どちらにも分類が難しい施設は省略した。その上で、1週間の職員1人当たりの業務時間、負担感と子どもの受けたケア時間について分散分析を行なうことにより、①子どもから見たサービス提供時間と、②職員から見たサービス提供時間、および③負担感との比較を行ない、最終的に④職員のサービス提供時間と子どもから見たサービス提供時間との関連、および⑤職員の負担感量と子どもから見たサービス提供時間との関連について把握し、検討を行なった。

統計的な処理には、JMP6日本語版を使用した。また、時間や負担感量の差の検定では、まず、等分散かどうかを調べるためにO'Brienの検定、Brown-Forsytheの検定、Leveneの検定、Bartlettの検定、両側F検定を使用し、等分散と判断した場合通常の分散分析を行ない、等分散を仮定できない時にはWelchの分散分析を行なった。

全体を通して、サービス提供時間そのもので計算したものには「A」、逆にサービス提供時間を同時にサービスを提供された子どもの数で割ったものを「B」として標記した。また、表8から表10に記載した倍率は、大舎を基準として、小規模の倍率を示したものである。

なお、本稿で使用した「大項目」「中項目」については、特に調査票を紹介しないが、表7～10に掲載されているため参照されたい。

C. 分析結果

1. データの偏りの検討

まず、入所している子どもの特徴に偏りがないかを検討するために、子ども年齢と被虐待の割合について調べてみたところ、表1のようになつた。

「7歳未満」では、「大舎」22.4%、「小規模」22.4%であった。「7歳以上 13歳未満」では、「大舎」39.3%、「小規模」40.4%であった。さらに、「13歳以上」では、「大舎」38.3%、「小規模」37.2%であった。各年齢層の幅は1%以内に収まっていた。

また、被虐待児の割合を調べてみると、「児童票」では、「大舎」42.8%、「小規模」40.2%であり、3%程度の差があり、「職員の判断」では、「大舎」60.9%、「小規模」54.7%と6%程度の差となり、その割合が、被虐待を把握している割合に合わせて、差も大きくなっていた。

特に統計的には差が見られなかつたものの、誤差となる可能性が高いので、データ解析においてはその影響力に応じて、それぞれ判断して進めることとした。

2. 単純集計

(1) 子どもから見たサービス提供時間(表7)

子どもから見たサービス提供時間を見てみると、複数人に同時にサービスをした場合でも、同様に集計すると「全体」では、平均252.5分であった。さらに、大項目で見てみると、「ルーティンワーク」では平均2332.2分、「子どもの情緒や行動等への対応」は平均30.2分、「施設外資源と関係する業務」では平均81.4分、「会議、記録、実習など」では平均105.0分、「その他」が3.7分であった。全体のうち93.3%が「ルーティンワーク」に含まれていた。

次に、「ルーティンワーク」の中でも、100分を越えている項目を見てみると、「食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)」508.4分、「学習援助(学習

指導を含む)」111.6分、「遊びの援助」473.0分、「入浴の援助」104.6分、「就寝の援助(夜間巡回を含む)」141.6分、「掃除、洗濯」110.0分、「施設行事」148.0分、「施設外行事(地域等)」109.7分、「入所児童との会話」101.8分、多くの時間が「食事の援助」と「遊びの援助」に費やされていることが分かった。(表7:サービス提供時間A)

次に、子どもが職員から受けたサービスを、その時同時に対応していた子どもの人数で割った場合、「全体」では、平均582.8分、「ルーティンワーク」では、平均484.7分、「子どもの情緒や行動等への対応」では、平均21.9分、「施設外資源と関係する業務」では、平均49.7分、「会議、記録、実習など」25.5分、「その他」0.9分であった。やはり最も大きいのは「ルーティンワーク」であるが、相対的に割合は1割程度減少し、83.2%であった。

また、「ルーティンワーク」の中の、先ほどと同じ項目を見てみると、「食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)」90.3分、「学習援助(学習指導を含む)」25.1分、「遊びの援助」81.5分、「入浴の援助」20.4分、「就寝の援助(夜間巡回を含む)」36.9分、「掃除、洗濯」22.3分、「施設行事」27.1分、「施設外行事(地域等)」21.6分、「入所児童との会話」28.4分、であった。(表7:サービス提供時間B)

3. 統計的な検討

(1) 子どもから見たサービス提供時間

(表8～9)

まず、対応した子どもの人数で割っていない、そのままの値を見てみると、「全体」では、大舎平均2424分、小規模平均2884.53分で、差460.53分であった。

大項目で見てみると、「ルーティンワーク」が、大舎平均2180.99分、小規模平均2722.94分で、差541.95分、倍率1.25となった。「子どもの情緒や行動等への対応」は、大舎平均29.47分、小規模平均32.05分で、差2.58分、倍率1.09となっ

た。「施設外資源と関係する業務」は、大舎平均79.83分、小規模平均85.5分で、差5.66分、倍率1.07となった。「会議、記録、実習など」は、大舎平均129.78分、小規模平均40.9分で、差-88.88分、倍率0.32となった。「その他」は、大舎平均3.91分、小規模平均3.14分で、差-0.77分、倍率0.8となった。統計的に見てみると、「ルーティンワーク」と「会議、記録、実習など」で有意な差が認められた。

「ルーティンワーク」で小規模の方が多いものは、「食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)」(差529.07分、倍率2.47)、「入所児童との会話」(差79.76分、倍率2)、「施設外行事(地域等)」(差63.82分、倍率1.69)、「外出の援助」(差37.97分、倍率2.8)、「登下校の援助」(差18.5分、倍率1.45)、「日記、手紙の援助」(差2.96分、倍率4.67)となり、際立って「食事の時間」が多く、また「入所児童との会話」も1時間を超えている。

逆に少ないものは、「掃除、洗濯」(差-59.83分、倍率0.53)、「医療に関する援助」(差-46.76分、倍率0.29)、「着替えに関する援助」(差-40.49分、倍率0.4)、「洗面・歯磨きの援助」(差-32.7分、倍率0.43)、「起床時間の援助」(差-20.35分、倍率0.71)、「排泄の援助」(差-14.39分、倍率0.6)、「金銭管理の援助」(差-7.04分、倍率0.19)、「体力づくり」(差-6.62分、倍率0.17)であった。

「会議、記録、実習など」では、「会議(役員会議、指導員会議等、参加メンバーや形式は問わない)」(差-41.03分、倍率0.28)、「記録、書類作成等」(差-47.29分、倍率0.34)と、大舎が40分以上長く、小規模は3割前後に過ぎなかった。(表8)

次に、子どもから見たサービス提供時間について、提供した子どもの人数で割り、子ども1人あたりで算出すると、「全体」では、大舎平均485.97分、小規模平均832.84分で、差346.87分、倍率1.71となった。

中項目を見てゆくと、「ルーティンワーク」は、大舎平均390.65分、小規模平均727.65分で、差は337分、倍率1.86となった。「子どもの情緒や

行動等への対応」は、大舎平均 20.13 分、小規模平均 26.61 分で、差は 6.48 分、倍率 1.32 となった。「施設外資源と関係する業務」は、大舎平均 44.38 分、小規模平均 63.59 分で、差は 19.21 分、倍率 1.43 となった。「会議、記録、実習など」は、大舎平均 29.98 分、小規模平均 13.97 分で、差は -16.01 分、倍率 0.47 となった。「その他」は、大舎平均 0.82 分、小規模平均 1.02 分で、差は 0.19 分、倍率 1.24 となった。表 8 と同様、「ルーティンワーク」と「会議、記録、実習など」で有意な差が認められた。

「ルーティンワーク」では、「食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)」(差 124.17 分、倍率 3.23)、「遊びの援助」(差 32.18 分、倍率 1.44)、「就寝の援助(夜間巡回を含む)」(差 28.78 分、倍率 2)、「入所児童との会話」(差 27.43 分、倍率 2.32)、「施設行事」(差 20.81 分、倍率 1.98)、「施設外行事(地域等)」(差 19.51 分、倍率 2.21)、「外出の援助」(差 16.26 分、倍率 2.59)、「備品等の管理」(差 13.44 分、倍率 5.13)、「入浴の援助」(差 11.73 分、倍率 1.68)、「登下校の援助」(差 6.88 分、倍率 1.95)、「整容の援助」(差 2.65 分、倍率 2.55)、「日記、手紙の援助」(差 0.99 分、倍率 4.41) の順で大舎と比較して小規模の方が多かった。

逆に小規模の方が少なかったのは、「金銭管理の援助」(差 -1.26 分、倍率 0.45)のみであった。特に、「食事の援助」「入所児童との会話」「就寝の援助」まで、夜の時間帯で小規模の方が多い時間をかけられており、より濃い援助が行なわれている可能性が伺える。(表 9)

(2) 職員から見たサービス提供時間

「全体」は、大舎平均 3004.84 分、小規模平均 4457.46 分で、差は 1452.62 分、倍率 1.48 であった。

まず、大項目で見てみると、「ルーティンワーク」は、大舎平均 1798 分、小規模平均 3226.22 分で、差は 1428.22 分、倍率 1.79 となった。「子どもの情緒や行動等への対応」は、大舎平均 63.52 分、小規模平均 75.29 分で、差は 11.77 分、倍率 1.19

となった。「施設外資源と関係する業務」は、大舎平均 182.8 分、小規模平均 227.07 分で、差は 44.27 分、倍率 1.24 となった。「会議、記録、実習など」は、大舎平均 664.94 分、小規模平均 485.46 分で、差は -179.48 分、倍率 0.73 となった。「その他」は、大舎平均 297.51 分、小規模平均 443.42 分で、差は 145.91 分、倍率 1.49 となった。子どもから見たサービス提供時間と同様、「ルーティンワーク」と「会議、記録、実習など」で差が認められる。(表 3、表 10)

次に、中項目で見てみると、「ルーティンワーク」では、「食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)」(差 680.87 分、倍率 3.32)、「遊びの援助」(差 153.07 分、倍率 1.61)、「掃除、洗濯」(差 142.53 分、倍率 1.74)、「入所児童との会話」(差 101.25 分、倍率 2.17)、「備品等の管理」(差 53.23 分、倍率 2.61)、「入浴の援助」(差 43.62 分、倍率 1.69) となり、全ての項目で小規模の方が多かった。「会議、記録、実習など」では、「会議(役職会議、指導員会議等、参加メンバー-や形式は問わない)」(差 -132.65 分、倍率 0.61)のみ有意な差が認められ、大舎のほうが 2 時間以上長かった。(表 10)

(3) 職員の負担感との比較(表 4、5)

タイムスタディを行なった際に、業務を記入してもらう際に、身体的負担感と心理的負担感をそれぞれ 5 段階で記入してもらった。記入してもらった負担感に、時間を乗算することにより、業務全体の負担感量を把握した。

まず、身体的負担感から見てみると、「合計」では、大舎平均 6007.11 分、小規模平均 7826.47 分で、差は 1819.36 分、倍率 1.3 であった。

大項目では、「ルーティンワーク」は、大舎平均 3777.67 分、小規模平均 5806.76 分で、差は 2029.09 分、倍率 1.54 となった。「子どもの情緒や行動等への対応」は、大舎平均 138.87 分、小規模平均 154.59 分で、差は 15.71 分、倍率 1.11 となった。

「施設外資源と関係する業務」は、大舎平均 412.93 分、小規模平均 445.07 分で、差は 32.14

分、倍率 1.08 となった。「会議、記録、実習など」は、大舎平均 1257.02 分、小規模平均 873.78 分で、差は -383.24 分、倍率 0.7 となった。「その他」は、大舎平均 420.61 分、小規模平均 546.27 分で、差は 125.65 分、倍率 1.3 となった。有意であったのは、「ルーティンワーク」と「会議、記録、実習など」であった。(表 4)

次に、心理的負担から見てみると、「合計」では、大舎平均 6555.16 分、小規模平均 7764.64 分で、差は 1209.47 分、倍率 1.18 であった。

大項目では、「ルーティンワーク」は、大舎平均 3879.04 分、小規模平均 5557.98 分で、差は 1678.94 分、倍率 1.43 となった。「子どもの情緒や行動等への対応」は、大舎平均 198.48 分、小規模平均 206.39 分で、差は 7.91 分、倍率 1.04 となった。

「施設外資源と関係する業務」は、大舎平均 460.59 分、小規模平均 467.76 分で、差は 7.16 分、倍率 1.02 となった。「会議、記録、実習など」は、大舎平均 1586.45 分、小規模平均 997.46 分で、差は -588.99 分、倍率 0.63 となった。「その他」は、大舎平均 430.6 分、小規模平均 535.05 分で、差は 104.45 分、倍率 1.24 となった。他の項目と同様、有意であったのは、「ルーティンワーク」と「会議、記録、実習など」であった。(表 5)

(4) 職員のサービス提供時間と子どもから見たサービス提供時間との関係

職員から見たサービス提供時間と施設形態の比較(表 10)を見ると、全体で職員のサービス提供時間は、大舎に比べて小規模が 1452.62 分長く、倍率は 1.48 となる。また、子どもから見たサービス提供時間 B と施設形態の比較(表 9)を見てみると、全体で子ども 1 人あたりのサービスを受けている時間は大規模と比較して小規模が 346.869 分、倍率 1.71 倍となっている。

この結果より、職員から見たサービス提供時間を基準として、子どもの受けるサービス時間の倍率を出すと 1.15 となる。つまり、小規模の方が、大舎と比較して職員の勤務が、子どもの受けるサービス時間に約 15% 繋がりやすいということが

分かった。

(5) 職員の負担感量と子どもから見たサービス提供時間との関係(表 6)

大舎の職員を基準とし、小規模の職員から見たサービス提供時間は、倍率 1.48 であった。同様に、職員の身体的負担感量は倍率 1.3、心理的負担感量は倍率 1.3 となり、いずれも小規模の方が高かった。

しかし、以上の結果より、時間あたりの負担感量を割り出してみると、身体的負担は倍率 0.88、心理的負担は 0.80 となり、大舎と比較して小規模は 8 割程度に留まっていた。

ここで、現状のデータでは、身体的負担感と心理的負担感の関係性を定義はできないが、身体的負担と心理的負担の上位概念として、「負担感」を設定してみる。仮に「負担感」が、身体的負担と心理的負担を乗算した倍率に比例すると仮定した場合、職員から見たサービス提供時間の倍率 1.48 に、時間あたりの身体的負担、心理的負担を乗算すると 1.04 となり、現状でも勤務時間は約 48% 長いにも関わらず、負担感量の差は 4% に過ぎず、ほとんど差がないことが推測できる。

D. まとめと考察

統計的にみると、大舎と比較して小規模では、「ルーティンワーク」が多く、「会議、記録、実習など」が短い傾向が強かった。子どもから見たサービス提供時間は 9 割以上日々の家庭生活の営みと考えられる「ルーティンワーク」に含まれており、大舎と比較して小規模では、特に「食事の援助」「入所児との会話」「就寝の援助」まで、夜の時間帯で小規模の方が多い時間をかけられていた。児童養護施設での生活経験があり、かつ職員としての経験も持つ市川(2004)³⁾は、子どもの「3 つの顔」として、朝、昼、夜それぞれの時間帯の特徴を分けている。その中で「夜の顔」、つまり「夕方から夕食、そして就寝前の夜の顔にこそ、その

子どもの本当の顔を見ることがあり、「子どもにとっても大人にとっても、大切な事や重大なこと（児童養護施設等の入所施設では特に施設入所理由に関わるテーマ等）を理解するには、この夜の顔を見逃さないことが大切である」と述べている。これは施設での子どもへのよりよいサービスを提供する上でも、また子どもが揺れ動くことが考えられる進学や家族再統合などにおいても大事な部分であると考える。

更に、職員から見たサービス提供時間を基準として、子どもの受けるサービス時間の倍率を出すと 1.15 となり、小規模の方が、大舎と比較して職員の勤務が、子どもの受けるサービス時間に約 15% 繋がりやすいと考えられる。また時間あたりの負担感量を割り出してみると、身体的負担は倍率 0.88、心理的負担は 0.80 となり、大舎と比較して小規模は 8 割程度に留まっており、職員の勤務が、サービスの受け手である子どもへのサービスに結びつく効率が高いことが分かった。

E. おわりに

更に、仮に職員から見たサービス提供時間の倍率 1.48 に、時間あたりの身体的負担、心理的負担を乗算すると 1.04 となり、現状でも勤務時間は約 48% 長いにも関わらず、負担感量の差は 4% に過ぎず、ほとんど差がなかったことなどを考えても、大舎と比較して、小規模ケアが、サービスの受け手である子どもだけでなく、職員にとっての負担

もそれほど差がない可能性が示唆された。しかし、これはあくまで仮定条件の上に成り立つものであり、今後の職員の負担感の分析の展開のためにも、「身体的負担」「心理的負担」の関係性については、実証されることが必要である。

また、児童養護施設においてサービスを受けた子どもたちや、実践現場の職員の実感と照らし合わせて解釈を深めることや、退所後の子どもの自立なども、併せて評価して必要性があり、今後の課題といえる。

少なくとも、本稿においては、小規模ケアのメリットが限定的な部分もあるにしろ実証でき、価値があったと言えよう。一方、勤務時間の長さも実証されているため、今後小規模化を進めるにあたっては、小規模形態の施設に対して、レスパイントや、職員や施設をいかに支援していくのかといったソーシャルワークサービスを含めた検討が更に進められる必要があろう。

＜引用文献＞

- 1) 才村純 (2003) 「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書
- 2) 有村大士・才村純・澁谷昌史他「児童養護施設における職員の業務負担感に関する分析」(2005) 日本子ども家庭総合研究所紀要第 41 集, pp. 247-255
- 3) 市川太郎(2004)「実務ノート 子どもの意向を汲むとはどういうことか——児童養護施設生活経験=当事者の立場から」『ケース研究』(281), 115—122.

表1. 施設規模による年齢層の割合

	大舎	小規模
7歳未満	22.4%	22.4%
7歳以上 13歳未満	39.3%	40.4%
13歳以上	38.3%	37.2%

表2. 施設規模による虐待の割合

	大舎	小規模
児童票	42.8%	40.2%
職員の判断	60.9%	54.7%

表3. 職員1人あたりの勤務時間

	大舎平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	合計に対しての比率
合計	3004.84	4457.46	***	1452.62	1.48	100%
ルーティンワーク	1798	3226.22	***	1428.22	1.79	98.3%
子どもの情緒や行動等への対応	63.5248	75.2927				
施設外資源と関係する業務	182.802	227.073				
会議、記録、実習など	664.941	485.463	**	-179.48	0.73	-12.4%
その他	297.505	443.415				

表4. 職員1人あたりの身体的負担

	大舎平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	合計に対しての比率
合計	6007.106	7826.466	-	1819.36	1.3	100%
ルーティンワーク	3777.67	5806.76	***	2029.09	1.54	111.5%
子どもの情緒や行動等への対応	138.871	154.585				
施設外資源と関係する業務	412.931	445.073				
会議、記録、実習など	1257.02	873.78	**	-383.24	0.7	-21.1%
その他	420.614	546.268				

表5. 職員1人あたりの精神的負担

	大舎平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	合計に対しての比率
合計	6555.163	7764.635	-	1209.47	1.18	100%
ルーティンワーク	3879.04	5557.98	***	1678.94	1.43	138.8%
子どもの情緒や行動等への対応	198.475	206.39				
施設外資源と関係する業務	460.594	467.756				
会議、記録、実習など	1586.45	997.46	**	-588.99	0.63	-48.7%
その他	430.604	535.049				

表6. 小規模と大規模の職員1人あたりの負担の比較

	大舎の職員の負担を1としたときの 小規模の職員の負担	大舎の職員の時間あたりの負担を1とした ときの小規模の職員の負担
職員からみたケア提供時間	1.48	
職員の身体的負担	1.3	0.8783784
職員の心理的負担	1.18	0.7972973

表7. 子どもから見たサービス提供時間

		サービス提供時間A			サービス提供時間B		
		平均	標準偏差	N	平均	標準偏差	N
全体		2552.5	2097.37	405	582.8	454.40	405
大項目	ルーティンワーク	2332.2	1957.19	405	484.7	406.52	405
	子どもの情緒や行動等への対応	30.2	59.03	405	21.9	48.94	405
	施設外資源と関係する業務	81.4	235.92	405	49.7	137.46	405
	会議、記録、実習など	105.0	238.46	405	25.5	47.43	405
	その他	3.7	14.98	405	0.9	4.40	405
ルーティンワーク	起床時間の援助	63.3	63.15	405	10.2	10.02	405
	着替えに関する援助	55.8	103.75	405	11.6	23.42	405
	洗面・歯磨きの援助	48.3	85.91	405	8.8	16.75	405
	体力づくり	6.1	26.91	405	1.3	8.60	405
	礼拝・朝礼	2.1	7.14	405	0.3	1.27	405
	食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)	508.4	545.96	405	90.3	118.68	405
	おやつの援助	88.2	171.35	405	14.9	25.86	405
	登下校の援助	46.0	61.53	405	9.2	12.08	405
	学習援助(学習指導を含む)	111.6	168.14	405	25.1	42.75	405
	遊びの援助	473.0	756.61	405	81.5	116.56	405
	外出の援助	31.6	80.01	405	14.8	45.56	405
	入浴の援助	104.6	148.83	405	20.4	28.28	405
	日記、手紙の援助	1.6	7.82	405	0.6	3.32	405
	就寝の援助(夜間巡回を含む)	141.6	236.17	405	36.9	81.79	405
	排泄の援助	32.2	66.94	405	7.3	15.59	405
	整容の援助	7.8	20.75	405	2.4	6.80	405
	医療に関わる援助	52.9	93.37	405	18.7	42.94	405
	掃除、洗濯	110.0	180.14	405	22.3	31.91	405
	作業指導、生活場面面接等	12.9	31.65	405	3.2	9.35	405
	備品等の管理	17.3	69.52	405	7.0	32.37	405
	金銭管理の援助	6.7	16.95	405	1.9	4.87	405
	アルバイト・就職の援助	0.1	2.24	405	0.1	2.24	405
	クラブ活動	7.8	56.45	405	3.6	32.02	405
	施設行事	148.0	329.96	405	27.1	58.79	405
	施設外行事(地域等)	109.7	321.00	405	21.6	58.59	405
	退所児童への援助	0.5	3.91	405	0.1	0.56	405
	新規入所児童への援助	0.2	3.14	405	0.2	3.14	405
	入所児童との会話	101.8	153.63	405	28.4	44.43	405
	保護者に関わる援助	3.3	15.54	405	2.0	10.29	405
	学校の教員に関わる援助	0.2	1.79	405	0.1	0.76	405
	その他(通所部門や児童家庭支援センターへの応援を含む)	0.8	5.87	405	0.5	5.40	405
中項目 子どもの情勢や状態	暴力・攻撃性に関するもの	3.9	14.73	405	2.9	11.03	405
	生活規範に関するもの	8.4	24.18	405	5.0	15.28	405
	学校生活に関するもの	3.1	19.84	405	2.0	12.26	405
	意欲に関するもの	0.6	4.41	405	0.6	4.41	405
	心身症状に関するもの	2.6	23.10	405	2.1	22.03	405
	神経系疾患に関するもの	0.0	0.50	405	0.0	0.50	405
	社会性(対人関係)に関するもの	6.9	19.67	405	4.9	16.29	405
	情緒の問題に関するもの	2.8	11.50	405	2.8	11.48	405
	自己に関するもの	1.2	6.52	405	1.1	6.41	405
	その他、行動上の問題に関するもの	0.6	4.50	405	0.6	4.50	405
大項目 施設外資源と関係する業務	児童相談所との電話	1.5	7.71	405	1.2	5.52	405
	児童相談所への外出	5.0	38.03	405	4.5	36.94	405
	児童相談所からの来所	3.2	19.35	405	2.5	16.65	405
	学校等との電話(幼稚園、保育所を含む)	1.6	6.53	405	0.9	3.76	405
	学校等への外出(幼稚園、保育所を含む)	42.3	141.00	405	22.5	77.20	405
	学校からの来所	2.2	12.39	405	0.8	4.30	405
	アルバイト先等との連絡	0.0	0.00	405	0.0	0.00	405
	里親との連絡	0.2	2.74	405	0.2	2.74	405
	他施設との連絡	0.0	0.00	405	0.0	0.00	405
	警察との連絡	0.0	0.00	405	0.0	0.00	405
	職業実習先との連絡(就職希望先)	2.1	39.00	405	2.1	39.00	405
	地域住民との連絡(民生・児童委員を含む)	2.4	22.54	405	1.2	11.99	405
	上記以外の機関との連絡(福祉事務所、弁護士等)	1.0	14.35	405	1.0	14.30	405
	心理治療機関との連絡(児童相談所を除く)	3.0	25.36	405	2.1	19.42	405
	家族への対応	16.8	161.88	405	10.6	83.91	405
大項目 会議・実習会議	会議・役職会議、指導員会議等、参加メンバーや形式は問わない	45.2	131.45	405	8.9	22.98	405
	記録・書類作成等	58.8	117.90	405	16.3	31.72	405
	実習生	0.0	0.00	405	0.0	0.00	405
	ボランティア	0.9	5.08	405	0.3	2.46	405
	その他						
大項目 その他	業務に際しての更衣	0.1	0.65	405	0.0	0.09	405
	健康維持	0.0	0.00	405	0.0	0.00	405
	食事・休憩	0.6	5.94	405	0.3	3.43	405
	仮眠	0.1	1.49	405	0.1	1.49	405
	研修	0.0	0.25	405	0.0	0.25	405
	屋内の整理	2.2	13.16	405	0.3	2.24	405
	避難訓練	0.7	4.52	405	0.1	0.83	405

表8. 子どもから見たサービス提供時間Aとケア形態の比較

		大倉と小規模の比較A					
		大倉平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	合計に対する比率
全体		2424	2884.53	*	460.53	1.19倍	100.0%
大項目	ルーティンワーク	2180.99	2722.94	**	541.95	1.25倍	117.7%
	子どもの情緒や行動等への対応	29.4726	32.0531				
	施設外資源と関係する業務	79.8322	85.4956				
	会議、記録、実習など	129.784	40.903	***	-88.881	0.32倍	-19.3%
	その他	3.91438	3.14159				
中項目	ルーティンワーク	69.0068	48.6549	**	-20.3519	0.71倍	-4.4%
	着替えに関する援助	67.0788	26.5841	***	-40.4947	0.4倍	-8.8%
	洗面・歯磨きの援助	57.4521	24.7522	***	-32.6999	0.43倍	-7.1%
	体力づくり	7.94521	1.32743	**	-6.61778	0.17倍	-1.4%
	礼拝・朝礼	2.96233	0				
	食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)	360.767	889.832	***	529.065	2.47倍	114.9%
	おやつの援助	88.8562	86.4071				
	登下校の援助	40.8151	59.3186	*	18.5035	1.45倍	4.0%
	学習援助(学習指導を含む)	113.37	106.973				
	遊びの援助	479.295	456.584				
	外出の援助	21.0377	59.0088	***	37.9711	2.8倍	8.2%
	入浴の援助	110.757	88.858				
	日記、手紙の援助	0.80479	3.76106	*	2.95627	4.67倍	0.6%
	就寝の援助(夜間巡視を含む)	152.788	112.814				
	排泄の援助	36.1849	21.7965	*	-14.3884	0.6倍	-3.1%
	整容の援助	7.63699	8.15929				
	医療に関わる援助	65.9144	19.1504	***	-46.764	0.29倍	-10.2%
	掃除、洗濯	126.709	66.876	***	-59.833	0.53倍	-13.0%
	作業指導、生活場面面接等	14.161	9.6726				
	備品等の管理	11.863	31.3097				
	金銭管理の援助	8.70205	1.66372	***	-7.03833	0.19倍	-1.5%
	アルバイト・就職の援助	0.160959	0				
	クラブ活動	3.8699	17.8761				
	施設行事	121.993	215.186				
	施設外行事(地域等)	91.935	155.752	*	63.817	1.69倍	13.9%
	退所児童への援助	0.719178	0				
	新規入所児童への援助	0.205479	0.176991				
	入所児童との会話	79.534	159.292	**	79.758	2倍	17.3%
	保護者に関わる援助	3.89041	1.76991				
	学校の教員に関わる援助	0.246575	0				
	その他(通所部門や児童家庭支援センターへの応援を含む)	0.85274	0.619469				
子どもの問題や行動等	暴力・攻撃性に関するもの	4.60274	2.25664				
	生活規範に関するもの	9.46918	5.66372				
	学校生活に関するもの	3.37329	2.34513				
	意欲に関するもの	0.15753	1.63717				
	心身症状に関するもの	1.43151	5.71681				
	神経系疾患に関するもの	0	0.088496				
	社会性(対人関係)に関するもの	5.89726	9.57522				
	情緒の問題に関するもの	2.7637	2.99115				
	自己に関するもの	0.98288	1.64602				
	その他、行動上の問題に関するもの	0.794521	0.132743	*	-0.66178	0.17倍	-0.1%
施設外資源と関係する業務	児童相談所との電話	2	0.26549	**	-1.73451	0.13倍	-0.4%
	児童相談所への外出	6.75342	0.35398	*	-6.39944	0.05倍	-1.4%
	児童相談所からの来所	3.78425	1.72566				
	学校等との電話(幼稚園、保育所を含む)	1.84247	1				
	学校等への外出(幼稚園、保育所を含む)	34.637	62.1239				
	学校からの来所	2.93836	0.26549	**	-2.67287	0.09倍	-0.6%
	アルバイト等との連絡	0	0				
	里親との連絡	0.085616	0.575221				
	他施設との連絡	0	0				
	警察との連絡	0	0				
会議・発表会	職業実習先との連絡(就職希望先)	2.67123	0.79646				
	地域住民との連絡(民生・児童委員を含む)	0.87671	6.37168				
	上記以外の機関との連絡(福祉事務所、弁護士等)	0.45205	2.52212				
	心理治療機関との連絡(児童相談所を除く)	4.16096	0				
	家族への対応	19.6301	9.4956				
その他	会議(役職会議、指導員会議等、参加メンバーや形式は問わない)	56.6918	15.6637	***	-41.0281	0.28倍	-8.9%
	記録、書類作成等	72.0377	24.7522	***	-47.2855	0.34倍	-10.3%
	実習生	0	0				
	ボランティア	1.05479	0.48673				
	業務に際しての更衣	0.119863	0				
その他	健康維持	0	0				
	食事・休憩	0.616438	0.530973				
	仮眠	0.10274	0				
	研修	0.017123	0				
	屋内の整理	3.05822	0				
	避難訓練	0	2.61062				

表9. 子どもから見たサービス提供時間Bとケア形態の比較

		大倉と小規模の比較B						
		大倉平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	□計1に對 しての比 率	
全体		485.973	832.842	***	346.869	1.71倍	100.0%	
大項目	ルーティンワーク	390.649	727.65	***	337.001	1.86倍	97.2%	
	子どもの情緒や行動等への対応	20.1307	26.6106					
	施設外資源と関係する業務	44.3848	63.5929					
	会議、記録、実習など	29.9848	13.9705	***	-16.0143	0.47倍	-4.6%	
	その他	0.82339	1.0177					
中項目	ルーティンワーク	起床時間の援助	10.5665	9.1807				
		着替えに関する援助	11.3421	12.1149				
		洗面・歯磨きの援助	8.7704	8.8268				
		体力づくり	1.33998	1.32743				
		礼拝・朝礼	0.481898	0				
		食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)	55.629	179.803	***	124.174	3.23倍	
		おやつの援助	14.1398	16.9282				
		登下校の援助	7.2628	14.1477	***	6.8849	1.95倍	
		学習援助(学習指導を含む)	21.9605	33.0445				
		遊びの援助	72.529	104.707	*	32.178	1.44倍	
		外出の援助	10.234	26.4948	**	16.2608	2.59倍	
		入浴の援助	17.1469	28.8803	**	11.7334	1.68倍	
		日記、手紙の援助	0.2911	1.28319	*	0.99209	4.41倍	
		就寝の援助(夜間巡回を含む)	28.9066	57.6907	*	28.7841	2倍	
		排泄の援助	6.58647	9.09077				
		整容の援助	1.70597	4.35398	*	2.64801	2.55倍	
		医療に関わる援助	20.7302	13.5369				
		掃除、洗濯	21.9677	23.172				
		作業指導、生活場面面接等	3.23214	3.25664				
		備品等の管理	3.2556	16.6991	*	13.4435	5.13倍	
		金銭管理の援助	2.28955	1.02655	*	-1.263	0.45倍	
		アルバイト・就職の援助	0.160959	0			-0.4%	
		クラブ活動	0.6376	11.3274				
		施設行事	21.2669	42.0792	*	20.8123	1.98倍	
		施設外行事(地域等)	16.1605	35.67	**	19.5095	2.21倍	
		退所児童への援助	0.10274	0				
		新規入所児童への援助	0.205479	0.176991				
		入所児童との会話	20.7788	48.2067	***	27.4279	2.32倍	
		保護者に関わる援助	2.16267	1.68142				
		学校の教員に関わる援助	0.109589	0				
		その他(通所部門や児童家庭支援センターへの応援を含む)	0.534247	0.353982				
子どもの情緒や行動等	施設外資源と関係する業務	暴力・攻撃性に関するもの	3.25685	1.81416				
		生活規範に関するもの	5.08847	4.73451				
		学校生活に関するもの	1.94863	2.16814				
		意欲に関するもの	0.15753	1.63717				
		心身症状に関するもの	0.64098	5.71681				
		神経系疾患に関するもの	0	0.088496				
		社会性(対人関係)に関するもの	4.61701	5.68142				
		情緒の問題に関するもの	2.72945	2.99115				
		自己に関するもの	0.89726	1.64602				
		その他、行動上の問題に関するもの	0.794521	0.132743	*	-0.66178	0.17倍	
		児童相談所との電話	1.50342	0.26549	**	-1.23793	0.18倍	
		児童相談所への外出	6.23973	0.17699	*	-6.06274	0.03倍	
		児童相談所からの来所	2.85959	1.72566				
		学校等との電話(幼稚園、保育所を含む)	0.87794	1				
就職・就学		学校等への外出(幼稚園、保育所を含む)	14.387	43.6283	*	29.2413	3.03倍	
		学校からの来所	0.965753	0.265487				
		アルバイト先等との連絡	0	0				
		里親との連絡	0.085616	0.575221				
		他施設との連絡	0	0				
		警察との連絡	0	0				
		職業実習先との連絡(就職希望先)	2.67123	0.79646				
		地域住民との連絡(民生・児童委員を含む)	0.28425	3.62832				
		上記以外の機関との連絡(福祉事務所・弁護士等)	0.38014	2.52212				
		心理治療機関との連絡(児童相談所を除く)	2.97945	0				
その他		家族への対応	11.1507	9.0088				
その他	会議(役職会議、指導員会議等、参加メンバーや形式は問わない)	11.0553	3.1858	***	-7.8695	0.29倍		
	記録、書類作成等	18.6487	10.2979	**	-8.3508	0.55倍		
	実習生	0	0					
	ボランティア	0.280822	0.486726					
	業務に際しての更衣	0.017123	0					
	健康維持	0	0					
	食事・休憩	0.205479	0.530973					
	仮眠	0.10274	0					
	研修	0.017123	0					
	屋内の整理	0.48092	0					
	避難訓練	0	0.486726					

表10. 職員から見たサービス提供時間と施設形態の比較

		大舎と小規模の比較					
		大舎平均 (N=292)	小規模平均 (N=113)	有意	小-大	倍率	合計に対する比率
全体		3004.84	4457.46	***	1452.62	1.48倍	100%
大項目	ルーティンワーク	1798	3226.22	***	1428.22	1.79倍	98.3%
	子どもの情緒や行動等への対応	63.5248	75.2927				
	施設外資源と関係する業務	182.802	227.073				
	会議、記録、実習など	664.941	485.463	**	-179.478	0.73倍	-12.4%
その他		297.505	443.415				
中項目	起床時間の援助	42.2376	30.878				
	着替えに関する援助	37.8614	32.6098				
	洗面・歯磨きの援助	30.5644	26.1951				
	体力づくり	4.25743	3.65854				
	礼拝・朝礼	2.85149	0				
	食事の援助(夜食、調乳・授乳を含む)	293.574	974.439	***	680.865	3.32倍	46.9%
	おやつの援助	50.8911	74.0732				
	登下校の援助	28.6832	43.4146				
	学習援助(学習指導を含む)	83.822	101.756				
	遊びの援助	249.564	402.634	**	153.07	1.61倍	10.5%
	外出の援助	37.2574	69.2927				
	入浴の援助	63.04	106.659	**	43.619	1.69倍	3%
	日記、手紙の援助	1	3.53659				
	就寝の援助(夜間巡視を含む)	143	166.415				
	排泄の援助	25.1584	22.3171				
	整容の援助	7.2277	11.2683				
	医療に関わる援助	72.396	35.7317				
	掃除、洗濯	191.495	334.024	**	142.529	1.74倍	9.8%
	作業指導、生活場面接等	13.2277	20.2683				
	備品等の管理	33.0594	86.2927	*	53.2333	2.61倍	3.7%
	金銭管理の援助	9.89109	8.43902				
	アルバイト・就職の援助	0.465347	0				
	クラブ活動	2.1287	39.1463				
	施設行事	177.644	221.146				
	施設外行事(地域等)	62.772	144.878				
	退所児童への援助	9.44554	3.29268				
	新規入所児童への援助	0.594059	0.487805				
	入所児童との会話	86.653	187.902	*	101.249	2.17倍	7%
	保護者に関わる援助	5.83168	5.60976				
	学校の教員に関わる援助	0.316832	0				
	その他(通所部門や児童家庭支援センターへの応援を含む)	2.83168	3.53659				
子どもの状態や行動等	暴力・攻撃性に関するもの	9.80198	6.09756				
	生活規範に関するもの	15.8119	12.9268				
	学校生活に関するもの	7.0297	5.2439				
	意欲に関するもの	0.45545	3.78049				
	心身症状に関するもの	1.8614	18.1951				
	神経系疾患に関するもの	0	0.243902				
	社会性(対人関係)に関するもの	13.3564	15.6585				
	情緒の問題に関するもの	10.2178	8.2439				
	自己に関するもの	2.69307	4.53659				
	その他、行動上の問題に関するもの	2.29703	0.36585	*	-1.93118	0.16倍	-0.1%
施設外資源と関係する業務	児童相談所との電話	6.42574	1.34146	**	-5.08428	0.21倍	-0.4%
	児童相談所への外出	27.297	3.4146	*	-23.8824	0.13倍	-1.6%
	児童相談所からの来所	9.75248	5.2439				
	学校等との電話(幼稚園、保育所を含む)	3.9802	3.4878				
	学校等への外出(幼稚園、保育所を含む)	63.059	158.902	*	95.843	2.52倍	6.6%
	学校からの来所	3.08911	0.73171				
	アルバイト等との連絡	0	0				
	里親との連絡	0.45545	2.73171				
	他施設との連絡	6.05941	0.60976				
	警察との連絡	0	0				
職業実習などの連絡	職業実習先との連絡(就職希望先)	7.72277	2.19512				
	地域住民との連絡(民生・児童委員を含む)	5.9406	15.4878				
	上記以外の機関との連絡(福祉事務所、弁護士等)	4.9703	6.95122				
	心理治療機関との連絡(児童相談所を除く)	8.81188	0				
	家族への対応	35.2376	25.9756				
	会議(役員会議、指導員会議等、参加メンバーや形式は問わない)	341.04	208.39	**	-132.65	0.61倍	-9.1%
	記録、書類作成等	300.475	265.415				
休憩・睡眠	実習生	14.5545	2.9268				
	ボランティア	8.87129	8.73171				
	業務に際しての更衣	11.4455	44.2439	*	32.7984	3.87倍	2.3%
	健康維持	0.65347	1.82927				
	食事・休憩	145.921	340.878	*	194.957	2.34倍	13.4%
	仮眠	83.2673	18.7805	**	-64.4868	0.23倍	-4.4%
	研修	31.2376	4.3902	*	-26.8474	0.14倍	-1.8%
その他	屋内の整理	24.9802	30.4878				
	避難訓練	0	2.80488				

乳児院・児童養護施設の小規模化を推進するにあたっての課題

伊藤嘉余子 平田ルリ子 鈴木 力
庄司 順一 杉村伸二郎 鶴飼一晴

A. 研究目的

全国児童養護施設協議会（以下、全養協）による「子どもを未来とするために（通称：児童養護施設近未来像Ⅱ）」（2003年4月）では、ケアの連続性・一貫性の保障の必要性が確認され、「施設の小規模化」への方向性が明確に打ち出されている。

厚生労働省は、2000年5月に「地域小規模児童養護施設」を制度化し、さらに2004年5月には、被虐待児等、愛着障害や人間関係形成上の問題を抱え、手厚いケアを必要とする子どもに対して、家庭的な環境のなかで、職員との個別的な関係をベースに、きめ細かなケアを提供することを目的として「小規模グループケア実施要綱」を定め、「児童養護施設ケア形態の小規模化の推進について」（局長通知）によって、全国の児童養護施設において、ケア形態の小規模化を積極的に推進する施策を打ち出した。

施設種別を問わず、施設における養育形態を小規模化させようという動きは、今日の児童福祉施設が目指すべき一つの方向性として多くの人に認識されている。しかしながら、養育形態の小規模化はさほど進んでいない現状である。

そこで、本稿では、乳児院と児童養護施設において、養育形態の小規模化を阻害している要因について検証し、今後取り組むべき課題について明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

乳児院については、全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）が実施した「小規模グループケア調査」の結果を参照しながら、乳児院の小規模化に向け

た今後の課題について検討した。

また、児童養護施設については、先行調査研究「児童養護施設職員の職場環境に関する研究²⁾」（2002）のデータの二次分析を行い、小規模化の阻害要因を検討した。

C. 研究結果

1. 乳児院の小規模化への阻害要因と課題

全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）が実施した「小規模グループケア調査」の結果を参考しながら、乳児院の小規模化に向けた今後の課題について考察する。なお、参考する調査の概要については表1に示したとおりである。

表1. 調査の概要

1. 調査名(調査主体)
「小規模グループケア実態調査」全乳協・制度対策研究委員会
2. 調査実施期間
2006年10月2日から10月31日
3. 調査対象
2006年10月1日現在設置全乳児院121ヶ所
4. 回答施設数及び回収率
115施設(回収率 約95%)

この調査によると、「小規模ケアを実施している」と回答した施設は27施設(22.3%)、「検討中及び準備中」と回答した施設は18施設(14.9%)、「小規模グループケアを実施していない」と回答した施設は70施設(57.9%)であった。本稿では、この70施設が「小規模グループケアを実施していない

理由」として回答した記述内容から、乳児院の小規模化を阻害する要因について考察することとした。

(1) 施設設備を含めた建物構造上の問題

小規模グループケアを実施していない理由としては「建物の構造上の問題や施設設備の問題」「人員配置の問題」が最も多かった。

小規模グループケアを実施している施設からの意見の中にも、施設内（施設敷地内を含む）で小規模グループケアを実施するために改築を行った際、改築費、風呂場等の工事費、備品購入等、多額の自己負担が発生しているというものが多かった。小規模グループケアを実施しない理由のうち「建物構造上の問題」として「場所がない」という趣旨の理由が多かったことからも、改築等のための費用補助などが、小規模化の推進には必要だといえるだろう。

(2) 対象児童の選定に関する問題

「小規模グループケア」の実施要綱における「対象となる子ども」の記載が「虐待を受けた子どもなど小規模グループケアによるケアが必要な子ども」となっているが、これを「被虐待児のみ」と限定的に解釈する傾向が、乳児院および行政の双方にみられる事例があることがわかった。

しかし、社会的養護の小規模化の問題は、被虐待児のみならず、すべての子どもに通じる課題といってよい。被虐待児に限定することから、さらに間口を広げて考える必要があるだろう。

また、「入所児のほとんどが新生児」といったケースや、「そもそも小規模施設である」といった施設属性による背景もみられた。

(3) 自治体の方針や見解に関する課題

公立施設においては、「民営化を検討中のため」「県の方針ではない」など、設置主体（自治体）の姿勢が、小規模化の阻害要因となっているケースがあることがわかった。

さらに、小規模グループケアについては、児童

養護施設における「グループホーム」「分園型」「地域小規模児童養護施設」等、名称や機能の似通ったものが複数存在するため、自治体における理解の混乱がみられることも、小規模化の阻害要因の1つとして挙げられる。

(4) 職員配置や人件費（加配）に関する課題

全乳協の調査によると、小規模グループケアを実施している施設のうち、13施設は「日中のみ実施」、6施設は「週末は本体施設に戻る」という実施形態であることがわかった。乳児院は、そもそも24時間職員が子どものケアにあたる施設である。日中のみの実施や週末には本体施設に戻るといった形での小規模グループケアの実施においては、職員1名のみの加配では、夜勤職員の確保が困難であるといえよう。

また、夜勤や宿直回数が増えることによって、担当職員の負担が増大している。本体施設からのバックアップ体制の充実、勤務ローテーションの創意工夫、職員のさらなる増員が必要である。

こうしたことから、4対1という職員配置基準についても見直す必要がある。小規模グループケアの対象となる子どもたちは、より手厚いケアの必要性を認められた子どもである。現在の4対1という職員配置では、「手厚いケア」を行うことは困難である。

(5) 労働基準法違反に関する課題

児童養護施設においては宿直体制が主流であるのに対して、乳児院では夜勤体制をとっている施設が大半を占める。しかし、小規模グループケアを実施するにあたっては、夜勤体制ではなく宿直体制を探ることになる。労働基準監督署にて、そのための手続きを行う際、「労働基準法違反になるのではないか」と宿直体制を認められず、小規模グループケアの実施を断念した施設もあった。

子どもに必要なケアを提供するためには、労働基準法に抵触しないよう十分な数の職員配置や、職員に対するケア・サポート体制の整備についても改善していく必要があるだろう。

表2. 小規模グループケアを実施していない理由（実施していない施設70ヶ所）

カテゴリ(件数)	内 容	
建物構造上の問題 (18件)	実施する場所がない	ハード面（施設整備が必要）
	設備が整っていない	施設設備ができていない。方向性がみえない
	施設構造、設備に限界がある	施設設備ができていない
	施設整備ができていない	設備が整っていない
	建物内設備の問題	ハード面で困難
	建物・設備がない	現在の建物の状況では無理がある
	施設構造上の問題	実施スペースがない
	建物等の関係で難しい	設備、建物的に条件にあわない
	場所がない	施設整備面で無理がある
職員配置の問題 (3件)	人的配置ができない	夜勤をはじめ、職員の勤務体制が不可能
	職員配置が難しい	
建物構造上の問題 問題 & 職員配置の問題 (10件)	建物の構造上の問題と職員配置が困難	職員不足・施設設備がない
	建物の構造上の問題および人的配置の問題	既存施設・職員配置の現状など運営上の理由
	人的・環境面で無理	職員配置・労働条件の問題
	施設の構造および人員体制が整っていない	建物設備構造上の問題・職員配置が困難
	場所の確保と人員配置が困難	施設整備と職員配置の点で現時点では難しい
入所児の年齢の問題 (2件)	入所児のほとんどが新生児のため	常に定員満員状態で、2歳まで在籍することができない状況である
施設規模 入所児数の問題 (11件)	人数等、要件を満たしていない	定員10人未満の小規模のため
	子どもが8人しかいない	定員9名の小規模のため
	暫定定員数が少なく、職員数も少ない	必要とするほど入所児数が多くない
	小規模施設なのでグループケアの必要性はない	小規模施設のため
	ユニット制でケアしているため	定員9名の小規模のため
対象児童の問題 (2件)	虐待児が少ない	対象児童が少ない。勤務体制が難しそう
公立施設の問題 (5件)	施設の民営化を検討中のため	公立施設のため、施設独自では進められない
	設置・運営について民間移管の方針が出されている	被虐待児に限定されていること、対象児童が少ないと理由に県からOKが出なかった
	県の方針ではない	
予算の問題 (3件)	余裕がない	財政面の検討
	予算等の関係に都合がつかない	
開設・新築して間もない (4件)	開設しても間もないため	開設して間もなく、対象児童もいない
	園舎を新しく改築したばかりのため考えていない	
	新築したばかりで改造する空間がない。近隣に設けても職員配置等不安が多い	
検討の段階にない (3件)	併設の児童養護施設と合同で、法人内で検討を始めたばかり	
	検討の域に達していない	現段階では実施の予定がない
無回答 (9件)		

「小規模グループケア実態調査」（全乳協・制度対策研究委員会）の結果より伊藤作成

2. 児童養護施設の小規模化への阻害要因と課題

全養協による「全国児童養護施設基礎調査」(2005年)によると、2005年4月1日現在、全国557ヶ所の児童養護施設の施設形態の内訳は、「大舎制」393ヶ所(70.6%)、「中舎制」94ヶ所(16.9%)、「小舎制」120ヶ所(21.5%)となっている³。

また、本研究班において昨年度実施した「児童養護施設の小規模化に関する実態調査」(2005年)によると、小規模ケア(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、施設独自のグループホーム、施設内の小規模ユニットケア等を含む、施設内外に設置された小規模グループケア)を実施している施設は、約半数であった⁴。

子どもに最適なケアを提供するには、ケア形態の小規模化が望ましいとされていながら、なぜ小規模化がさほど進まないのか、その要因を検証するにあたって、本稿では、先行調査研究「児童養護施設職員の職場環境に関する研究⁴」(2002)のデータの二次分析を試みた。

二次分析にあたって使用した主なデータは、施設形態や勤務体制等に関する質問項目に対する回答すべて(824件)と、児童養護施設の職場環境に関する自由記述の有効票(558件)である。

自由記述の分析にあたっては、KJ法による分類を3名の評定者によって行い、その後、評定者間の一致率を算出した。評定者3名は、A(現児童養護施設職員、施設勤務歴10年)、B(学識経験者、児童養護研究歴10年)、C(学識経験者・元児童養護施設職員、研究歴8年・施設勤務歴1年)である。分類の一致率は、A-B-Cの3者間では0.64、A-B間では0.69、B-C間では0.85、A-C間では0.77となった。2者間の一致率の平均値は0.77である。

(1) 養育形態の大小による負担感の差異

養育形態の大小による負担を感じる頻度については、有意差はなく、いずれの形態においても負担を感じることが多いという結果になった。

しかし、負担の質的内容については、養育形態の大小によって、差がみられた。

まず大舎制の施設に勤務する職員の記述の特徴として、大きく以下の3点が挙げられる(表3)。

- ①一人ひとりの子どもとゆっくり関わる時間がとれないという不満
- ②子どもに質の高いケアを提供できていないという問題意識
- ③施設設備が一般家庭のそれとのギャップが大きいという不満

次に、小舎制の施設に勤務する職員の記述の特徴としては、以下の2点が挙げられる(表4)。

- ①勤務・拘束時間が長くなることによる負担
- ②関わりが難しい子どもの入所が増加する中でのケアの限界

このように、施設形態によって感じている不満や負担の内容が質的に異なることが明らかになった。どちらの施設形態が望ましいという二者択一の問題ではなく、個々の子どもの状態やニーズに合った養育形態が必要であると同時に、どの施設形態においても、そこで働く職員に対するバックアップ体制が必要不可欠である。

(2) 住込み勤務の負担感

さらに、小舎制やグループホームといった養育形態の小規模化と関連が深いと思われる「住込み勤務」の負担感に着目したい。交代制勤務、断続勤務、住込み勤務といった勤務体制の違いによって、負担を感じる頻度が違うかについて、重回帰分析を試みたところ、有意な差はみられず、やはりいずれの勤務形態においても、同じように負担を感じていることが明らかとなった。そこで、負担の質的内容の特質について検証するために、自由記述内容の分類・検証を行った(表5)。

その結果、住込み勤務では子どもと過ごす時間が長くなり、また濃密になることによって、子どもとの距離感がうまくつかめないこと、住込み職員に対する施設内の人(交替制の職員や子どもた

表3 大舎制施設で働く職員の不満や負担感に関する自由記述

大舎制の職員	
子どもと密に関わる時間	とにかく集団が大きすぎる。子どもの個々のニーズに対応するためにも小規模化が必要。
	子どものためにも小規模ケアにしたいが、職員数不足のため実践できない。
	子どもと1対1の密なコミュニケーションを図ることができない。
	建物が古く、幼児の生活の流れが困難な造りになっている。
	職員によって言うことが違うため、子どもは自分にとって都合の良い職員を利用する。
	人数が多く子ども1人1人とじっくり関わる時間がない。そういう時間をつくろうと思うと時間外労働になる。
子どもへのケアの質的問題	職員の出入りが激しく、子どもとゆっくり話す時間がない。1人の子どもとゆっくり話すことも難しい状態。
	大舎のため、一般家庭の生活との間に大きなギャップが多く生じる。
	大舎のため一人ひとりの子どもへの援助が手薄になりやすい。
	大舎制で家庭的な雰囲気は無理。
	集団生活ということで、子どもたちに我慢させる部分が多い。
	大舎制で交代勤務では、担当子ども制の意味が無い。
施設設備等の問題	職員の都合で、機械的に画一的に子どもたちの生活を管理することが子どもにとって良いことなのか疑問。
	休日の関係で、職員1対子ども20人の場合がある。子どもに良いサービスを提供するには難しい環境だ。
	ある程度の年齢になったら子どもに個室を与えたい。
	学校でも集団生活、施設でも一人の時間をゆっくりつくれないため、子どものストレスがたまる。
	30人の子どもが1室で勉強しており、勉強机が1人1つもない。
	思春期の子どものプライバシー保護が困難。
その他	1部屋に子ども8人のためプライバシーがない。
	生活のなかで大人の目が行き届かない場所が多く、いつどこで大事故が起きてもおかしくない建築構造だ。
	トイレがもっと近かったら、台所が部屋にあったら・・・と感じることが多々ある。でも改築は困難な現状。
	建物の老朽化や「施設の子ども」という近隣からの偏見の目が課題。
	大変な思いをしているのは子どもだけではない。職員は誰が守ってくれるのか。大舎制ではノーマライゼーションからは程遠い。
	15人の幼児と小学校低学年児を1人で担当。その中にはダウン症児もいて、落ち着いて仕事ができない。

表4 小舎制の施設で働く職員の不満や負担感に関する自由記述

小舎制の職員	
労働条件に関する記述	家庭に近づけ個別の援助を行いたいが、見合った職員配置や給料、休暇がなく、疲れを感じる。
	小舎、断続勤務、各小舎で食事作り（直接処遇職員が調理する）という状況で、とにかく調理に時間をとられ、今の職員数では限界がある。子どもとの関わりはほとんど時間外。
	子どもと長い時間一緒にいることは大切だが職員のプライベートも大切なので休暇は欲しい。
	家庭に代わる環境として小舎制を採用しているが職員の負担が大きい。子どもに良い生活を考えても、それを支える職員の保障も適えられなければ、この仕事はやっていけない。
	1日の勤務時間が決まっておらず、プライベートもない。
	被虐待児の増加、思春期の子ども、不登校児の増加などの現状で、職員が少ないため、十分なケアができないと同時に職員の疲労も激しくなってきている。
子どものケアの質的問題	小舎だから心理職を配置できないと言われた。被虐待児が増えているので心理職が必要。
	大舎から小舎に変わり宿直回数が倍になった。職員の負担が増すと、子どもへのサービスが低下する。
	心の問題を抱える子どもの入所が増加している。適切な関わりを続けるには職員のストレスケアが重要。
	私の施設は「小舎制」と言われているが、16人の子どもが1つの家で生活しており、1人1人にしてあげられることの限界を感じている。6~8人が望ましい。
	担当外の子どもへの関心が少ない。
	家庭的な雰囲気で過ごせていて、特に不満はない。とても良い施設。
その他	